

製品安全データシート

1/9

【混合物用】

作成日 : 2010年11月 1日

1. 製品及び会社情報

製品名 : スーパークリーナー スプレー ソフト1
 製品の種類 : はく離剤スプレー
 主な用途 : 印刷インキ乾燥皮膜のはく離剤
 会社名 : 川端色学工業株式会社
 住所 : 〒332-0031 埼玉県川口市青木3-27-20
 担当部門 : 技術課 担当者 川端 幹夫
 電話番号 : 048-255-1821
 FAX番号 : 048-254-0831

2. 危険有害性の要約

GHS分類		
物理化学的危険性	可燃性・引火性エアゾール	区分1
	引火性液体	区分3
	可燃性固体	※
	金属腐食性物質	※
健康に対する有害性	急性毒性(経口)	区分5
	急性毒性(経皮)	※
	急性毒性(蒸気)	区分5
	急性毒性(吸入・粉塵)	※
	皮膚腐食性・刺激性	区分1
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分1
	呼吸器感作性	※
	皮膚感作性	※
	生殖細胞変異原性	※
	発がん性	※
	生殖毒性	区分2
	特定標的臓器・全身毒性 (単回暴露)	区分2(呼吸器系) 区分3(麻酔作用、気道刺激性)
	特定標的臓器・全身毒性 (反復暴露)	区分2(呼吸器系)
環境に対する有害性	吸引性呼吸器有害性	※
	水生環境急性有害性	区分3
	水生環境慢性有毒性	区分3

※は「分類対象外」または「分類できない」

ラベル要素

絵表示又はシンボル : 炎
 腐食性
 健康有害性
 注意喚起語 : 危険



危険有害性情報

： 極めて引火性の強いエアゾール
 引火性液体及び蒸気
 飲み込むと有害のおそれ
 吸引すると有害のおそれ(蒸気、粉塵)
 重篤な薬傷・目の損傷
 重篤な目の損傷
 生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い
 呼吸刺激性を起こすおそれ
 昏睡及びめまいを起こすおそれ
 臓器の障害のおそれ(呼吸器系)
 長期または反復暴露による臓器の障害のおそれ(呼吸器系)
 水生生物に有害
 長期的影響により水生生物に有害

注意書き

： 【予防策】
 使用前に取扱説明書を入手すること。すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
 熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
 防爆型の機器(電気機器／換気装置／照明機器)を使用すること。
 火花を発生しない工具を使用すること。
 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
 取扱い後はよく手を洗うこと。
 必要に応じて、適切な保護手袋／保護眼鏡／保護面／保護衣等の保護具を着用すること。
 【対応】
 吸引した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
 飲み込んだ場合：医師に連絡すること。口をすすぎ、無理に吐かせないこと。
 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続けること。
 眼の刺激が続く場合は、医師の診断／手当てを受けること。
 取扱い後はよく手を洗うこと。
 皮膚(または髪)に付着した場合：衣服などは付着部位を切り取るなどして汚染範囲を広げないようにし、患部を水で洗うこと。
 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。
 暴露または暴露の懸念がある場合：医師の診断／手当てを受けること。
 呼吸に関する症状が出た場合には、医師に連絡すること。
 気分が悪い時は、医師の診断／手当てを受けること。
 火災の場合には、消火に適切な手段を用いること。
 【保管】
 日光から遮断し、50℃を超える温度に暴露しないこと。
 【廃棄】
 内容物／容器を法令に従って廃棄すること。

3. 組成成分情報

単一製品・混合品の区別	： 混合品		
成分及び含有量	： ①ジメチルエーテル(噴射剤)	含有量 50～55%	CAS番号 115-10-6

	②有機溶剤(水溶性)	20～30%	特定できない
	③エステル系溶剤	10～20%	特定できない
	④石油系溶剤	10～20%	64742～95-6
	⑤トリメチルベンゼン(石油系溶剤含有物)	5～10%	25551-13-7
	⑥1,3,5-トリメチルベンゼン (トリメチルベンゼン含有物)	1.4%	108～67-8
	⑦クメン(石油系溶剤含有物)	1.2%	98-82-8
	⑧直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩	1%未満	69669-44-9
	⑨アンモニア水	1%未満	1326-21-6
	⑩その他の成分		—
化学特性 (化学式又は構造式)	ジメチルエーテル(噴射剤)	C2H6O	
	有機溶剤(水溶性)	特定できない	
	エステル系溶剤	特定できない	
	石油系溶剤	特定できない	
	トリメチルベンゼン	C9H12	
	1,3,5-トリメチルベンゼン	C9H12	
	クメン	C9H12	
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩	特定できない	
	アンモニア水	H5NO	
官報公示整理番号	ジメチルエーテル(噴射剤)	(2)-360	
	有機溶剤(水溶性)	特定できない	
	エステル系溶剤	特定できない	
	石油系溶剤	特定できない	
	トリメチルベンゼン	(3)-3427	
	1,3,5-トリメチルベンゼン	(3)-3427	
	クメン	(3)-22	
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩	(3)-1884	
	アンモニア水	(1)-314	

4. 応急措置

吸入した場合	: ・蒸気、ガスなどを吸い込んで気分が悪くなった場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪いときには、医師に連絡すること。
皮膚に付着した場合	: ・付着物を布にて素早く拭き取る。 ・大量の水及び石鹸又は皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。溶剤、シンナーは使用しないこと。 ・外観に変化が見られたり、痛みがある場合、気分が悪い時には医師の診断を受けること。 ・直ちに、全ての汚染された衣類を取り除くこと。 ・皮膚を流水で洗うこと。 ・直ちに医師に連絡すること。
目に入った場合	: ・直ちに清浄な流水で15分以上洗眼する。次にコンタクトレンズを着用していって容易に外せる場合は外すこと。まぶたの裏まで完全に洗う。 ・直ちに医師に連絡すること。
飲み込んだ場合	: ・誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受ける。 ・嘔吐物は飲み込ませない。 ・医師の指示による以外は無理に吐かせない。

予想される急性症状	: ・症状が遅れて現れることがあるため、医療機関における経過観察が必要である。
応急措置をする者の保護	: ・適切な保護具を着用すること。換気を行う。 ・応急措置の際、救助者は自分の皮膚に触れたり、目に入らぬように注意する。

5. 火災時の措置

消化剤	: 水[] 炭酸ガス[○] 泡[○] 粉末[○] 乾燥砂[○] その他[]
消火方法	: ・適切な保護具(耐熱性着衣など)を着用する。 ・可燃性のものを周囲から素早く取り除く。 ・指定の消火剤を使用する。 ・高温にさらされる密閉容器は水を掛けて冷却する。 ・消火活動は風上より行う。 ・容器が高温で破裂する恐れがあるので、消火活動には十分距離をとること。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項	: ・作業の際には適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。
保護具及び緊急時措置	: ・周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。 ・付近の着火源・高温体及び付近の可燃物を素早く取り除く。 ・着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。
環境に対する注意事項	: ・河川への排出等により、環境への影響を起こさないように注意する。
封じ込め及び浄化の方法・機材	: ・漏出物は、密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。 ・付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置する。 ・衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質のものをを用いて回収する。 ・乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させて回収する。大量の流出には盛土で囲って流出を防止する。 ・スコップ、ウェス等で回収する。大量の流出には盛土で囲って流出を防ぐ。水での洗浄なども、河川等への排出、環境汚染を引き起こす恐れもあり、注意する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い上の注意	: ・換気の良い場所で取扱う。 ・容器はその都度密栓する。 ・周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。 ・皮膚、粘膜又は着衣に触れたり、目に入らぬよう適切な保護具を着用する。 ・取扱い後は、手、顔等をよく洗い、休憩所などに手袋等の汚染保護具を持込まない。 ・作業中は、帯電防止型の作業服、靴を使用する。 ・工具は火花防止型のものを使用する。 ・密閉された場所における作業には、十分な局所排気装置を設け、適切な保護具を着けて作業する。 ・40℃以上の所では取扱わないこと。 ・火気のある所では取扱わないこと。 ・40℃以上に暖めないこと。
---------	---

保管上の注意

- ・30秒以上の連続使用をしないこと。
- ・噴射を継続すると、凍傷や炎症を起こす恐れがある。
- ： 日光の直射を避ける。
- ・火気、熱源から遠ざけて保管する。
- ・風通しのよい所に保管する。
- ・40℃以上の所で保管しないこと。
- ・水周りや湿度の高い所に保管すると容器が腐食して、破裂の恐れがあるので保管場所に注意すること。

8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度 (有規則)	ジメチルエーテル(噴射剤)	設定されていない
	有機溶剤(水溶性)	設定されていない
許容濃度 (ACGIH=TLV)	エステル系溶剤	設定されていない
	石油系溶剤	設定されていない
	トリメチルベンゼン	設定されていない
	1,3,5-トリメチルベンゼン	設定されていない
	クメン	設定されていない
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩	設定されていない
	アンモニア水	設定されていない
	ジメチルエーテル(噴射剤)	設定されていない
	有機溶剤(水溶性)	設定されていない
	エステル系溶剤	設定されていない
設備対策	石油系溶剤	設定されていない
	トリメチルベンゼン	25ppm
	1,3,5-トリメチルベンゼン	25ppm
	クメン	50ppm
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩	設定されていない
	アンモニア水	25ppm
	： 取扱設備は防爆型を使用する。	
	： 排気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにする。	
	： 液体の輸送、汲み取り、攪拌等の装置についてはアースをとるように設備すること。	
	： 取扱い場所の近くには、高温、発火源となるものが置かれられないような設備とすること。	
保護具	： 屋内作業の場合は、局所排気装置などにより作業者が暴露から避けられるようにする。	
	： タンク内部等の密閉場所で作業する場合には、密閉場所、特に底部まで十分に換気できる装置を取り付ける。	
	： 呼吸器の保護	
	： 有機ガス用防毒マスクを着用する。	
	： 密閉された場所では送気マスクを着用する。	
	： 手の保護具	
	： 有機溶剤または化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用する。	
	： 目の保護具	
	： 取扱いには保護眼鏡を着用する	
	： 皮膚及び身体の保護	
	： 取扱う場合には、皮膚を直接曝さないような衣類を着用すること。また、化学薬品が浸透しない材質であることが望ましい。	

*保護具は、そのほとんどが直接はく離剤に触れると腐食されるため、はく離剤が付着した場合には直ちに布などで除去し、水洗いした後に再使用する。著しく膨潤、又は、溶解している場合は、使用を中止する。

衛生対策	: ・保護具は定期的に点検する。 ・取扱い後はよく手を洗うこと。
------	-------------------------------------

9. 製品の物理／化学的性質

状態	: 液体[○] 気体[] 固体[] 粉末状[] ペースト状[]
色	: 無色～淡黄色
臭い	: 石油系溶剤臭及びアンモニア臭
臭いの閾値	: 情報を有していない
PH	: 該当しない(50%水分散液で11.2[代表値])
融点／凝固点	: 情報を有していない
初留点と沸点範囲	: はく離剤／噴射剤 : 145.7～204℃/ -24.8℃[参考値]
引火点	: はく離剤／噴射剤 : 52℃/ -41.1℃
蒸発速度	: 情報を有していない
引火または爆発 範囲の上限／下限	: 情報を有していない
蒸気圧	: はく離剤／噴射剤 : 493Pa/392266Pa (20℃)[参考値]
蒸気密度	: 情報を有していない
比重	: はく離剤／噴射剤 : 0.97/0.66 (20℃)[代表値]
溶解度	: 水に対する溶解性－難溶
n-オクタール／水分配係数	: 情報を有していない
自然発火温度	: 情報を有していない
分解温度	: 情報を有していない

10. 安定性及び反応性

化学的安定性	: ・通常の実験条件においては安定である。
危険有害反応可能性	: ・標準的条件では危険な反応はしない。
避けるべき条件	: ・特になし。
混触危険物質	: ・酸等との接触でわずかに発熱する。
危険有害な分解生成物	: ・燃焼によりCO, NO _x が発生する。

11. 有害性情報

急性毒性	: 飲み込むと有害のおそれ (経口 : 区分5) 吸引すると有害のおそれ (蒸気 : 区分5)		
ジメチルエーテル	ラット・吸入	LC50	308g/m ³
有機溶剤	ラット・経口	LD50	3914mg/kg
	ラビット・経皮	LD50	8000mg/kg
エステル系溶剤	マウス・経口	LD50	8532mg/kg
石油系溶剤	ラット・経口	LD50	8400mg/kg
トリメチルベンゼン	ラット・経口	LD50	8970mg/kg
1,3,5-トリメチルベンゼン	ラット・吸入	LC50	96000mg/m ³
クメン	ラット・経口	LD50	2210mg/kg
	ラット・吸入	LC50	3577ppm/4H
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩	ラット・経口	LD50	1575mg/kg
アンモニア水	ラット・経口	LD50	350mg/kg
	ラット・経皮	LD50	4608.7ppm

皮膚腐食性・刺激性	: 重篤な薬傷、眼の損傷 (区分1) SITTIG (4th, 2002)、DHP (13th, 2002)、ICSC (J) (1995)、EU-Annex I (Access on Jun. 2005) のヒトへの影響において腐食性が示されている。細区分の指標となる動物の試験データが見つからないため、区分1A~1Cとした。 【表示】細区分を行う必要がある場合は、安全性の観点から、1Aとした方が望ましい。(アンモニア水)
眼に対する重篤な損傷・ 眼刺激性	: 重篤な眼への刺激 (区分1) RTECS (1997) 及び HSDB (2003) のウサギの試験データ、SITTIG (4th, 2002)、DHP (13th, 2002)、ICSC (J) (1995) のヒトへの影響において腐食性が示されており、区分1とした。(アンモニア水)
呼吸器感作性 又は皮膚感作性	: ※
生殖細胞変異原性	: ※
発がん性	: ※
生殖毒性	生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い (区分2) 動物を用いた暴露試験 (経口) では、出生率の低下が起こり出生時の平均体重が小さくなったり、奇形が生じる場合がある等の生殖毒性及び発生毒性の結果が認められている。(有機溶剤 (水溶性))
特定標的臓器/全身毒性 (単回暴露)	: 区分2 (呼吸器系) 区分3 (麻酔作用)、(気道刺激性) 眼、気道を刺激する。高濃度で暴露すると、中枢神経系の機能低下を生じることがある。(国立医薬品食品衛生研究所) (エステル系溶剤) 障害のおそれ、ヒトへの影響における Priority 2 出展の SITTIG (4th, 2002)、DHP (13th, 2002)、RTECS (1997)、ICSC (J) (1995) の記述から呼吸器系 (肺、気道) への有害性が示されており、区分2とした。(アンモニア水)
特定標的臓器/全身毒性 (反復暴露)	: 区分2 (呼吸器系) ヒトへの影響における Priority 2 出典の SITTIG (4th, 2002) 及び ICSC (J) (1995) の記述から、呼吸器系 (肺、気道) への有害性が示されており、区分2とした。 (アンモニア水)
吸引呼吸器有害性	: ※

※記載の無いものは「分類対象外」または「分類できない」

12. 環境影響情報

生態毒性		
魚類急性毒性	: ジメチルエーテル 有機溶剤 (水溶性) エステル系溶剤 石油系溶剤 トリメチルベンゼン 1,3,5-トリメチルベンゼン クメン 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩 アンモニア水	情報を有していない 情報を有していない 情報を有していない 情報を有していない 情報を有していない 情報を有していない 情報を有していない 情報を有していない 情報を有していない
甲殻類急性遊泳障害	: ジメチルエーテル 有機溶剤 (水溶性) エステル系溶剤	情報を有していない 情報を有していない 情報を有していない

	石油系溶剤	情報を有していない
	トリメチルベンゼン	グラスシュリンプ LC ₅₀ 96H =5400ug
	1,3,5-トリメチルベンゼン	オオミジノコ LC ₅₀ =6000ug/48h
	クメン	ミッドシュリンプ LC ₅₀ 96H 1.2mg/L
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩	オオミジノコ LC ₅₀ =3.5mg/48h
	アンモニア水	オオミジノコ LC ₅₀ =0.66mg/48h
藻類成長阻害	ジメチルエーテル	情報を有していない
	有機溶剤(水溶性)	情報を有していない
	エステル系溶剤	情報を有していない
	石油系溶剤	情報を有していない
	トリメチルベンゼン	情報を有していない
	1,3,5-トリメチルベンゼン	情報を有していない
	クメン	情報を有していない
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩	情報を有していない
	アンモニア水	情報を有していない
残留性・分解性	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩は急速分解性があると類似品より類推されている。また、トリメチルベンゼン類は急速分解性がない。その他の物質は情報を有していない。	
生体蓄積性	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩、トリメチルベンゼン類は生物蓄積性が低い。その他の物質は情報を有していない。	
土中の移動性	情報を有していない	
他の有害影響	情報を有していない	
環境基準	情報を有していない	
水生環境急性有毒性	水生生物に毒性 (区分3)	
水生環境慢性有害性	長期的影響により水生生物に毒性 (区分3)	

13. 廃棄上の注意

- ・廃液、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約(マニフェスト)をして処理をする。
- ・容器、機器、装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝にそのまま流さない。
- ・排水処理、焼却等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や関係する法規に従って処理を行うか、委託する。
- ・廃液などを焼却処理する場合には、珪藻土等に吸着させて開放型の焼却炉で少量ずつ焼却する。または焼却炉の火室へ噴霧し焼却する。ただし、ダイオキシンなどの有害ガスが発生するおそれがある場合には許可を受けた産業廃棄物処理業者と契約を結び、処理すること。
- ・特別管理産業廃棄物(廃油)に該当するので、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。
- ・空容器は内容物を完全に除去してから処分する。
- ・廃棄は、ガスを完全に抜いたのちに行うこと(噴射音がなくなるまで)。また、ガスを抜く際には、火気及びミストの吸入などについて注意すること。

14. 輸送上の注意

国連分類	2. 1
国連番号	1950
指針番号	126
海洋汚染物質	該当

- ・取扱い及び保管上の注意の項の記載に従う。
- ・容器に漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行うこと。
- ・陸上輸送では、消防法、労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法に該当する場合は、法に定められた運送方法に従う。
- ・海上輸送では、船舶安全法に定めるところに従う。
- ・航空輸送では、航空法に定めるところに従う。
- ・運搬に際しては、容器を40℃以下に保ち、転倒、落下、損傷がないように注意すること。

15. 主な適用法令

消防法	第4類 第2石油類(はく離剤)
労働安全衛生法	通知対象物質 トリメチルベンゼン、アンモニア、クメン
	表示対象物質 非該当
	特化則 非該当
	有機則 第三種有機溶剤 石油系溶剤
	作業環境測定基準 非該当
化学物質排出把握管理促進法	1,3,5-トリメチルベンゼン(1)-297 クメン(1)-83 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩(1)-30
毒物劇物取締法	非該当
水質汚濁防止法	アンモニア
下水道法	アンモニア
土壤汚染対策法	非該当
大気汚染防止法	アンモニア、トリメチルベンゼン類
海洋汚染防止法	アンモニア水 (Y類) トリメチルベンゼン類 (X類)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	特別管理産業廃棄物

16. その他の情報

- 1) 製品評価技術基盤機構 :GHS分類データベース
<http://www.safe.nite.go.jp/ghs/gshi.html>
- 2) 「溶剤ポケットブック」 有機合成化学協会編
- 3) 日本塗料工業会 「GHS対応 MSDS・ラベル作成ガイドブック」
- 4) 化学工業日報社 「ラベル・製品安全データシート作成実務必携 GHS対応国内版」
- 5) 「科学便覧」 日本科学会編
- 6) 原材料メーカーMSDS
- 7) 厚生労働省衛生局食品化学課(編) 「洗剤の毒性とその評価」
- 8) JIS Z 7250:2005 「MSDS—第1部:内容及び項目の順序」
- 9) 安全衛生情報センター

- ・危険・有害性の評価は必ずしも充分ではありませんので、取扱いには充分注意してください。
- ・記載内容は、現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載のデータや評価に関しては、いかなる保証をなすものではありません。又、注意事項は通常の実用を前提としたものであるため、特別な取扱いをする場合には、新たな用途・用法に適した安全対策を実施のうえ、お取扱い願います。